

一宮市防災アプリ導入業務 仕様書

愛知県一宮市

【目 次】

第1章	概要	2
1.	業務名	2
2.	目的	2
3.	業務内容	2
4.	契約期間	2
5.	支払条件	2
6.	稼働時期、期間	2
7.	業務遂行体制	2
8.	個人情報等の保護	2
9.	成果物	3
10.	その他	3
第2章	業務内容	4
1.	標準機能要件	4
2.	データ連携基盤との接続	4
3.	アプリの運用・保守	4
4.	その他	4

第1章 概要

1. 業務名

一宮市防災アプリ導入業務

2. 目的

昨今の気候変動による自然災害の激甚化や、南海トラフ地震臨時情報が初めて発令されるなど、我が国における災害の発生リスクは高まっており、当市においても同様である。本業務は、スマートフォンアプリを活用して防災情報の発信や避難所運営の仕組みをデジタル化することにより、平時における市民の防災意識の向上と、災害発生時の市民の安全を確保することを目的とする。

3. 業務内容

ア. 防災アプリの導入

イ. 防災アプリの運用・保守

4. 契約期間

契約締結日から2026年3月31日まで

5. 支払条件

契約期間満了後にすみやかに業務完了の報告を行うこと。市は10日以内に確認し結果を通知するものとする。報告が合格した場合に限り、支払いの請求を行うことができる。市は請求を受理した日から30日以内に一括で支払いを行うものとする。

6. 稼働時期、期間

ア. 防災アプリの導入

2025年9月24日までに準備を完了し、2025年9月25日からアプリの稼働を開始すること

イ. 防災アプリの運用・保守

アプリ稼働から2026年3月31日まで

※稼働時期に関しては進捗具合に応じて一宮市と協議の上、変動する可能性があることを考慮しておくこと。

7. 業務遂行体制

契約締結後、本業務を迅速かつ確実に実行する体制を確保、速やかに提示し、一宮市ので承認を得ること。

8. 個人情報等の保護

本業務の実施における個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」及び「一宮市セキュリティポリシー」を遵守すること。また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

9. 成果物

成果物として、以下の資料を提出すること。なお、納入成果物に関しては全て紙媒体及び電子媒体（DVD-R 等）にてそれぞれで 1 式ずつ、一宮市に納品を行うこと。また、形式に関しては、Word 形式や PowerPoint 形式、Excel 形式など編集可能な形式や PDF 形式とすること。

- ア. プロジェクト計画書（体制、スケジュール等含む）
- イ. 全体進捗状況報告書
- ウ. 各種設計書
- エ. 各種テスト結果
- オ. 運用会議資料（会議のアジェンダ、資料、議事録など）
- カ. 運用・操作マニュアル
- キ. 月次報告書（アプリダウンロード数など）

10. その他

- ・ 業務の実施にあたっては、万全の体制によるものとし、遂行に支障のないようにすること。
- ・ 業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ一宮市が許可した場合は業務の一部を再委託できるものとする。
- ・ 本業務に必要な手続き、書類の作成等は、受託者が自己の費用負担において、迅速且つ確実に行うこと。
- ・ 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに一宮市と協議のうえ必要な措置を講じるものとする。

第2章 業務内容

1. 標準機能要件

別紙1 標準機能要件に示す必須機能としている項目をすべて満たすこと。ただし、対応が難しい場合は、備考に代替案や今後の拡張案などを記載すること。

2. データ連携基盤との接続

- (1) 市が導入したデータ連携基盤と接続を行うこと。なお、市のデータ連携基盤はアクセンチュア株式会社製データ連携基盤「DCP」であり、接続のための技術的な仕様は構築事業者と協議の上、決定すること。
- (2) データ連携基盤の共通 ID 連携機能やデータ連携機能を活用したサービス等を構築すること。
- (3) データ連携基盤と接続する上で、受託者は規約の同意が必要となる。なお、規約の内容については別途、一宮市から受託者に提示の上、協議する。

3. アプリの運用・保守

- (1) 市職員からの問い合わせに関しては電話での対応が可能なこと。対応に関しては平日（土日並びに祝日、年末年始を除く）9時から17時とする。ただし、障害、インシデント発生時等で緊急の対応が必要な場合は対応時間外であっても誠意をもって対応すること。なお、発災時には対応時間外であっても確実に対応を行うこと。
- (2) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。
- (3) 緊急時など市の要望があった場合は、必要に応じて現地（市役所本庁舎等）での対応を行うこと。

4. その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施すること。

以上